

新規登録：宮崎市福祉有償運送運営協議会協議申請書類（道路運送法第79条許可申請書類）一覧表

\* 申請書、様式例は九州運輸局HPからダウンロードしてください。

\* 記名が必要な書類は、署名もしくは押印が必要。

No	書類名	書類内容	宮崎市への提出	運輸支局への提出
1	自家用自動車有償運送許可申請協議依頼かがみ	宮崎市への協議申請書類	○	×
2	自家用自動車有償運送許可申請書(様式第2-1号)	国への許可申請書類	○	○
3	定款の写し	定款	○	○
4	登記簿謄本	登記簿謄本(履歴事項全部証明書等可)	○	○
5	役員名簿	最新の役員名簿(登記事項証明書ですべての役員が確認できれば不要)	○	○
6	宣誓書(様式第3号)	道路運送法第79条(欠格事由)各号に該当しない旨を証する書類	○	○
7	自動車検査証の写し	自動車検査証の写し(電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写しも)	○	○
8	使用貸借契約書の写し(書式例2を参考に作成)	持込車両に係る契約書	○	○
9	車両使用承諾書	持込車両の所有者と運転者が異なる場合に車両使用を認める旨を証する書類	○	○
10	運転者就任承諾書兼名簿(様式第4号)	運転者就任の承諾書	○	○
11	免許証の写し	免許証の写し	○	○
12	運転記録証明書	過去2年間運転免許停止処分を受けていないことを証する書類	○	○
13	福祉有償運送運転者講習修了証の写し	講習を修了したことを証する書類	○	○
14		運行管理責任者就任の承諾書	○	○
15	自動車の運行管理等の体制	自動車の運行管理の体制を記載した書面	○	○
16	(様式第6号)	(車両5台以上所持の場合)運行管理資格者証の写し等		
17	(様式第7号)	車両についての整備管理体制等を記載した書面		
18		事故時の処理及び責任体制等を記載した書面		
19	加入する損害賠償保険の保険証券の写し	加入する損害賠償保険の保険証券の写し ・対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの ・対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの ・搭乗者傷害を対象に含むもの ・運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと ・保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと ・すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること	○	○
20	会員登録簿(参考様式第八号)	あらかじめ登録した会員の名簿 *障害者手帳・介護保険証の写し添付	○	○
21	運行管理マニュアル(書式例3を参考に作成)	運行管理マニュアル	○	○
22	利用料金一覧(書式例1を参考に作成)	運送の対価として収受する金額を記載した書面	○	○
23	福祉車両の写真	福祉車両の機能がわかる写真資料	○	×
24	宮崎市福祉有償運送運営協議会の協議結果	宮崎市福祉有償運送運営協議会での協議が整った際に交付	×	○

\* この他、安全な運転のための確認表(参考様式第二号)、乗務記録(参考様式第六号)、運転者台帳(参考様式第八号)、運転者証(参考様式第九号)、事故の記録(参考様式第十号)、苦情処理簿(参考様式第十一号)等の台帳の整備が必要です。

\* 登録後、すべての使用車両の両側面に標章をつける必要があります。

(名称「福祉有償運送車両」の文字・登録番号の全てを横書き記載、文字サイズ縦横50ミリメートル以上のもの)

\* 福祉車両以外の車両(セダン車)に乗車させる場合、利用者1人1人について協議会の認定が必要なため、別途申請書類の提出が必要です。